

組合員・利用者の皆様へ

組合員資格の確認について（お願い）

組合員資格に変動が生じた場合は、定款の定めにより書面にてお届けいただくことになっております。お手数ですが、最寄の支店で変更手続きをしていただきますようお願い申し上げます。

※ 組合員資格の変動とは、組合員資格区分・住所の変更や相続等による名義の変更等が該当します。

大阪泉州農業協同組合
総務部 総務課
TEL 072-468-0600